

訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業企画提案評価会議設置要領

1 目 的

この要領は、「訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業」に係る公募型プロポーサル方式実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて応募があった企画提案（企画書）を審査し、同業務の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

2 評価会議の設置

上記１の受託候補者を選定するため、訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業企画提案評価会議（以下、「評価会議」という。）を設置する。

3 評価会議の構成

- （１）評価会議は、別表の構成員をもって構成する。
- （２）評価会議の座長は、健康福祉部介護支援課長とする。また、座長代理は、健康福祉部介護支援課企画幹とする。
- （３）座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- （４）評価会議は座長が招集する。
- （５）評価会議は過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない構成員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。
- （６）この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 審査事項

評価会議は、実施公告に基づき提出された提案（企画書）の内容を審査し、最も適切な受託候補者を選定するものとする。

5 審査方法

審査方法は別に定める。

（別表）

構成員	備考
健康福祉部介護支援課長	座長
健康福祉部介護支援課企画幹兼課長補佐	座長代理
健康福祉部介護支援課計画係長	
健康福祉部介護支援課介護人材係長	

訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業企画提案審査要領

1 目的

この要領は、訪問介護等サービス提供体制確保（経営改善）支援事業企画提案評価会議設置要領の「5 審査方法」について必要な事項を以下のとおり定める。

2 審査対象

提案（企画書）及び添付書類の内容

3 審査項目及び審査内容

別添「選定基準」のとおり

4 審査方法

ア 採点

別添審査表の評価項目及び評価内容に基づき、提案（事業企画書）内容の評価を行い、合計の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、同点がある場合は座長が指名する者を受託候補者とする。

なお、基準点は60点とし、これに満たない場合は選定しないこととする。

イ 評価点算出方法

評価点はA点からE点の5段階評価とする。

非常に優れている	A
優れている	B
標準	C
やや劣る	D
劣る	E

評価点は、評価項目毎の配点に、係数1.0（A）、0.8（B）、0.6（C）、0.4（D）、0.2（E）を乗じて算出する。